

諮問第643号  
環水大管発第2606029号  
令和8年6月2日

中央環境審議会会長  
大塚 直 殿

環境大臣 石原 宏高  
(公 印 省 略)

農薬取締法第4条第3項の規定に基づき  
環境大臣が定める基準の設定等について（諮問）

標記のうち、

- (1) 別紙1の農薬に関し、農薬取締法第四条第一項第六号から第九号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の環境大臣が定める基準を設定又は改正すること
- (2) 別紙2の農薬に関し、同告示第4号の環境大臣が定める基準を設定又は改正すること  
について、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

2 - {[ (2RS) - 2 - (3-クロロフェニル) オキシラン - 2 - イル ] メチル } - 2 - エチルインダン - 1 , 3 - ジオン (別名インダノファン)

ブチル (R) - 2 - [ 4 - (4-シアノ - 2 - フルオロフェノキシ) フェノキシ ] プロピオナート (別名シハロホップブチル)

4 - (2-クロロフェニル) - N - シクロヘキシル - N - エチル - 4 , 5 - ジヒドロ - 5 - オキソ - 1 H - テトラゾール - 1 - カルボキサミド (別名フェントラザミド)

(1S) - 2 , 2 - ビス (4-フルオロフェニル) - 1 - メチルエチル N - [(3-アセトキシ - 4-メトキシ - 2-ピリジル) カルボニル] - L - アラニナート (別名フロリルピコキサミド)

4 - アミノ - 3 - メチル - 6 - フェニル - 1 , 2 , 4 - トリアジン - 5 (4H) - オン (別名メタミトロン)

(別紙2)

2-クロロ-2',6'-ジエチル-N-(メトキシメチル)アセトアニリド  
(別名アラクロール)

中環審第1417号  
令和8年6月9日

中央環境審議会 水環境・土壌農薬部会  
部会長 古米 弘明 殿

中央環境審議会  
会長 大塚 直  
(公印省略)

農薬取締法第4条第3項の規定に基づき  
環境大臣が定める基準の設定等について（付議）

令和8年6月2日付け諮問第643号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、水環境・土壌農薬部会に付議する。